

令和7年度（2025年度）県民スポーツの日「ふれあいスポーツ」事業  
業務委託企画コンペ募集要項

令和7年（2025年）5月  
熊本県教育庁県立学校教育局  
体育保健課スポーツ振興班

## I 業務の概要

### 1 業務名

令和7年度（2025年度）県民スポーツの日「ふれあいスポーツ」事業に係る業務

### 2 目的

県民にスポーツを行う機会を提供することにより、スポーツに対する興味・関心を更に高め、日常的にスポーツに親しむ習慣を培い、健康と体力の一層の増進を図ることを目指す県民スポーツの日「ふれあいスポーツ」事業において、さらに魅力的な事業を展開するとともに、より効果的な広報活動を行うためには、専門的な知識・技術を要することから、イベント実施業務を委託する。

### 3 委託期間

契約締結日から令和7年（2025年）年11月28日（金）まで

### 4 業務内容

別添「令和7年度（2025年度）県民スポーツの日「ふれあいスポーツ」に係る業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおり

### 5 契約限度額

2,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

※提案に当たっての上限を示すものであり、契約金額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、提示した額と予定価格・契約金額は必ずしも一致しません。

## II 企画コンペに関する事項

### 1 参加資格

本コンペに参加できるのは、【様式1】参加申込書の提出日現在において以下の条件を全て満たす事業者とします。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）により入札参加資格を有する者であること。参加資格を有していない者であれば、5月30日（金）午後5時必着として管理調達課に必要書類を提出すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (4) 熊本県、各省庁及び地方公共団体から指名停止、又は入札参加の取消しの措置を受けていない者であること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を活動の目的としないこと。
- (6) 熊本県暴力団排除条例（平成22年12月22日条例第52号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等でないこと。

## 2 スケジュール（予定）

- 5/22（木） 県ホームページにて企画コンペ募集要項を公開
- 5/28（水） 質問書の受付期限
- 5/30（金） 入札参加資格提出期限（参加資格を有していない場合のみ）
- 6/ 2（月） 質問書に対する回答期限
- 6/ 6（金） 参加エントリー締切
- 6/13（金） 企画提案書提出締切
- 6/23（月） プレゼンテーション及び審査会
- 6/24（火） 選考結果通知
- 10/13（祝・月） 県民スポーツの日「ふれあいスポーツ」開催

## 3 参加申込書等の提出

この企画コンペに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出してください。

### (1) 提出期限

令和7年（2025年）6月6日（金）必着

### (2) 提出場所・方法

末尾提出先へ事前に電話連絡の上、郵送（配達証明に限る。）又は持参により提出してください。

持参の場合は執務時間内（土日祝祭日を除く9時～17時）にお願いします。

### (3) 提出書類

【様式1】参加申込書

【様式2】参加資格に関する申立書

【様式3】受注実績調書 ※過去3年分

【様式4】暴力団の排除に関する誓約書

【様式5】会社概要書 ※会社パンフレットがある場合は添付すること。

### (4) 提出部数

印刷したものの各5部（原本1部、副本4部）

#### 4 参加資格確認通知

参加資格を満たさない場合は、適宜参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知します。

#### 5 参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合は、辞退届（任意の様式）を末尾提出先へ事前に電話連絡の上、持参又は郵送にて提出してください。なお、既に提出された書類は返却しません。

#### 6 質問及び回答

質問がある場合は、次のとおり対応してください。これ以外での問い合わせについては一切受け付けません。

##### (1) 受付期間

募集要項公表～令和7年（2025年）5月28日（水）まで

##### (2) 提出場所・方法

ア 【様式6】質問書に記入の上、末尾アドレス宛に電子メールで提出してください。

イ 件名は「県民スポーツの日「ふれあいスポーツ」事業に係る業務委託企画コンペに係る質問（会社名）」としてください。

ウ メール送信後、末尾連絡先へ確認の電話をお願いします。

エ 質問数は1提案者あたり10を上限とします。1つの質問内容に複数個の質問が記載されていると県が判断した場合、複数個として取り扱います。

##### (3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年（2025年）6月2日（月）までに随時メールにて回答及び競争上の地位その他利益を害する恐れがあるものを除き、HPに掲載します。

#### 7 企画提案書等の提出

参加申込書を提出し、この企画コンペに参加する者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。なお、提案は1者1案とします。

##### (1) 提出期限

令和7年（2025年）6月13日（金）必着 ※郵送の場合も同日必着

##### (2) 提出場所・方法

末尾提出先は事前に電話連絡の上、郵送（配達証明に限る。）又は持参により提出してください。

持参の場合は執務時間内（土日祝祭日除く9時～17時）をお願いします。

##### (3) 提出書類

企画提案書（任意の様式・カラー印刷）

#### (4) 提出部数

- ア 印刷したものを各5部（原本1部、副本4部）
- イ 電子データ（CD-R）1部
- ウ 原本1部 ※必要な書類を添付すること

### 8 企画提案書の内容

企画提案書は原則としてA4左綴じとし、仕様書に基づいて作成してください。

なお、編集は次の表に従って行ってください。

番号	項目
1	表紙
2	企画提案内容
3	その他追加提案
4	業務実施体制図 (1) 本業務の責任者 ( 所属、職名、氏名、主な業務履歴、その他参考事項 ) (2) 体制図
5	スケジュール ※契約から完了までのスケジュールについて、契約締結に向けた協議機関を含め、業務の一連の流れがわかるように記入すること。
6	参考見積書（経費内訳表を含む）

### 9 審査会（プレゼンテーション）

企画コンペの評価項目は【別紙1】に掲げるものとし、本県が別途設置する審査会（非公開）により、審査（書類・プレゼンテーション）で評価・採点を行い、全審査委員の合計点数が最も高く、かつ審査委員各々の点数が5割以上の得点となった者を受託候補者として決定します。

#### (1) プレゼンテーションの方法

【別紙1】「選考・評価基準」に基づき、次の要領でプレゼンテーションを実施してください。なお、プレゼンテーションの時間は15分とし、その後、審査員からの質問を10分程度予定しています。※順序は受付順とします。

<留意事項>

- ア 提案者からの出席は5人を上限とします。
- イ プロジェクターとスクリーンは本県で準備します。
- ウ プレゼンテーションの提案内容は全て見積書に含まれているものとみなします。
- エ 企画提案書と異なる内容の説明及び追加資料の配付は一切認めません。
- オ プレゼンテーションは、本業務の担当者又は責任者が行ってください。

## (2) 日程

令和7年(2025年)6月23日(月)

※提案者ごとの開始時刻及び場所については、別途メールでお知らせします。

## 10 選考結果通知

審査の結果は、令和7年(2025年)6月24日(火)までに参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知します。

## 11 企画コンペ参加に際しての留意事項

### (1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とします。

ア 参加申込書を提出した後、期限内に企画提案書等の提出がない場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合

オ 業者選定終了までに、他の提案者に対し提案内容を意図的に開示した場合

カ 企画コンペ審査会までの間に、企画コンペの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

### (2) 企画コンペ参加者が1者のみの場合の取扱い

参加者が1者のみの場合であっても審査は実施しますが、審査委員各々の点数が5割以上の得点となった場合に限り、受託候補者として選定します。

### (3) その他の留意事項

<著作権・特許権等>

ア 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている手法等を用いた結果生じた事象にかかる責任は、全て提案者が負うものとします。

イ 本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、熊本県に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合があります。

<複数提案の禁止>

ウ 提案者は複数の企画提案書の提出はできません。

<提出書類変更の禁止等>

エ 提出期限後の提出書類の変更、差替え、再提出は認めません。また、提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

#### <費用負担>

オ 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション参加等、本企画コンペに要する経費等は、全て提案者の負担とします。

#### <その他>

カ 提案者は、参加申込書の提出をもって、本募集要項の記載内容に同意したものとします。

キ 提出された企画提案書等は、「熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）」に基づき公開することがあります。

ク 企画提案書等の作成のために本県より受領した資料等は、本県の許可なく公表又は使用しないでください。

ケ 提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意し、関係者とトラブルがないようにしてください。

コ 審査で最高位の評価を受けた者を委託候補者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがあります。

サ その他、ここに定めのない事項については、県と協議の上決定するものとします。

### Ⅲ 契約

#### 1 契約の締結

(1) 受託候補者の決定後、両者で協議を行い、業務実施に係る仕様を確定させたうえで契約を締結します。

(2) 契約に当たっては、仕様書で示した業務内容を遵守するとともに、提案された内容を基本とします。

(3) 本委託業務の全てを再委託することは認めません。ただし、本県と協議の上その承認を得た場合は、一部を再委託することを認めることとします。

#### 2 次点委託候補者との交渉

受託候補者に業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が不調と県が判断した場合は、次点候補者と当該業務委託について交渉を行います。

#### 3 契約条項等

##### (1) 契約保証金

熊本県会計規則第77条の規定により、納めていただきます。ただし、熊本県会計規則第78条の規定に該当する場合は、免除します。

##### (2) 見積書の徴取

見積書は、受託候補者が決定した後、同者（1者）から徴取します。

#### IV 問い合わせ先・書類提出先

熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課

担当：田島

〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

電話：096-333-2710

E-mail：[taikuhoken@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:taikuhoken@pref.kumamoto.lg.jp)

※メール、書類等提出後は必ず電話でその旨お知らせください。

※メールの件名は【企業名・ふれあいスポーツ】(要件)に統一して下さい。